

FSA 重要事項

FSA のお申込み及びご利用に当たっては、次の点にご注意ください。

1. 銀行等が行う為替取引との誤認防止に関する事項

- (1) FSA は、銀行等が行う為替取引ではなく、資金移動業者(「資金移動業」とは、銀行以外の一般事業者が為替取引を業として営むことをいい、登録を受けてこの資金移動業を行う者を「資金移動業者」といいます。)が行うサービスです。
- (2) FSA は、預金若しくは貯金又は定期積金等を受け入れるものではありません。
- (3) FSA は、預金保険法(昭和 46 年法律第 34 号、その後の改正を含みます。)第 53 条又は農水産業協同組合貯金保険法(昭和 48 年法律第 53 号)第 55 条に規定する保険金の支払の対象とはなりません。
- (4) 当社は、資金決済に関する法律(平成 21 年法律第 59 号、その後の改正を含みます。以下「資金決済法」といいます。)第 44 条の規定に基づき、送金サービスの送金依頼人および海外送金受取サービスの受取依頼人の還付請求権を担保するために、東京法務局に履行保証金の供託をしております。

2. 履行保証金

- (1) 当社は、資金決済法 第 43 条の規定に従い、送金依頼人に対する送金金員および送金受取依頼人に対する送金受取金員の支払債務を担保するため、送金資金口座に入金された送金金員の額、ならびに送金受取金員の額の合計額に、還付手続きに必要とする費用として資金決済に関する法律施行規則第 11 号第 5 項に規定する掛け目を掛けて算出した金額を加えた額と同額以上の履行保証金を東京法務局に供託しています。当社が債務を弁済できない場合、送金依頼人は履行保証金について、当社に対する他の債務者に先立って、弁済を受ける権利(以下、「還付請求権」といいます。)を有します。
- (2) 還付請求権は、海外送金サービスにおいては送金受取人が現実に送金を受け取るまでは、送金依頼人に帰属するものとします。当該送金受取人が現実に送金を受け取った後は、送金依頼人は還付請求権を行使することはできません。また海外送金受取サービスにおいては、還付請求権は送金受取依頼人に帰属するものとします。
- (3) 資金決済法第 59 条第 2 項に規定する事由が生じた場合、送金依頼人および送金受取依頼人は、同条に規定される還付を受けることができます。
- (4) 前項の事由が生じた場合、海外送金サービスにおける送金受取人は送金を受け取ることはできません。万一、海外送金サービスにおける送金受取人が送金を受け取った後に前項の事由が生じ、還付手続きが実行された場合、当該送金依頼人は還付を受けた履行保証金に対する金員を当社に返還しなければなりません。

3. 取り扱い為替取引の額の上限

- (1) 資金移動業者が取り扱える為替取引の上限額は、1 回当たりの送金額が 100 万円以下に限られます。
- (2) FSA で取り扱う為替取引の額の上限(1為替取引額)は、100 万円です。
但し、ゲスト会員として為替取引を行う場合の上限は、10 万円です。

4. 手数料および為替レート

(1) お客様は本サービスの利用に際し、当社所定の手数料を支払うものとします。
お客様が当社に支払う手数料については、利用約款第 31 条をよくお読みください。
尚、手数料は以下の URL から確認できます。

マレーシア URL: <https://fsa.jp/remit/help/info-charge>

マレーシア以外の国 URL <http://asean.fsa.jp/remit/help/info-charge>

(2) 本サービスで適用する海外送金サービスで使用される為替レートについては、利用約款第 26 条、
海外送金受取サービスで使用される為替レートについては、利用約款第 34 条をよくお読みください。

5. 苦情処理措置および紛争解決措置ならびにお問い合わせ窓口

当社は、資金決済に関する法律に基づき苦情処理措置および紛争解決措置を実施しています。当社サービスに関する苦情・紛争解決のお申出先は次のとおりです。

(1) 苦情処理措置

社団法人日本資金決済業協会「お客様相談室」

住所東京都千代田区九段南 3 丁目 8 番 11 号

飛栄九段ビル 7 階(701 号室)

電話番号 03-3556-6261

(2) 紛争解決申出先

[東京弁護士会紛争解決センター]

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 東京弁護士会

TEL 03-3581-0031

[第一東京弁護士会仲裁センター]

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 第一東京弁護士会

TEL 03-3595-8588

[第二東京弁護士会仲裁センター]

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 第二東京弁護士会

TEL:03-3581-2249

(3) 当社苦情等申出先

本サービスについてのお問い合わせ、ご意見、苦情等については以下で受け付けております。

株式会社シースクエア EC事業開発部 FSA 担当

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-36-7 新宿内野ビル II 2 階

tel:03-3359-0070

電子メール: info@fsa.jp

以上

2014 年 10 月 01 日制定

2015 年 11 月 02 日改訂

2016 年 05 月 23 日改定

2016 年 09 月 07 日改定

Copyright 2011-2016 C-Square Inc.